

認 定 （ 没 収 ） 通 知 書

令和 年 月 日
認定（没収）通知第 号
（認定（没収）通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第69条の12第6項の規定により通知します。また、本通知が送達された日の翌日から3か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに、下記4. の（1）から（3）までのいずれかを行わない場合は、経過日の翌日に、同法第69条の11第2項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

4. 留意事項

あなたが経過日までに次の（1）から（3）までのいずれかを行った場合は、経過日の翌日に当該貨物を没収することはありません。ただし、次の（1）又は（2）を行った結果、税関長の決定若しくは財務大臣の裁決又は裁判所の判決により、認定処分を維持することが確定した場合は、確定した日に没収します。

- （1）不服申立て（税関長に対する再調査の請求又は財務大臣に対する審査請求）
- （2）裁判所に対する処分の取消しの訴えの提起
- （3）次の①から③までに掲げるいずれかの処理（自発的処理）

- ① 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、提出する。（提出した場合には、輸入することができます。）
- ② 貨物の侵害部分について、切除等の修正を行う。（修正を行った場合には、輸入することができます。ただし、簡単に元に戻せる修正は除きます。）
- ③ 貨物を任意放棄する。（「任意放棄書」（税関様式C第 5380 号）に所定の事項を記入のうえ返送してください。）

[任意放棄書の様式については、以下の URL 又は QR コードをご参照ください。]
https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5380.doc



[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求をすることができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。